

大阪府泉大津市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

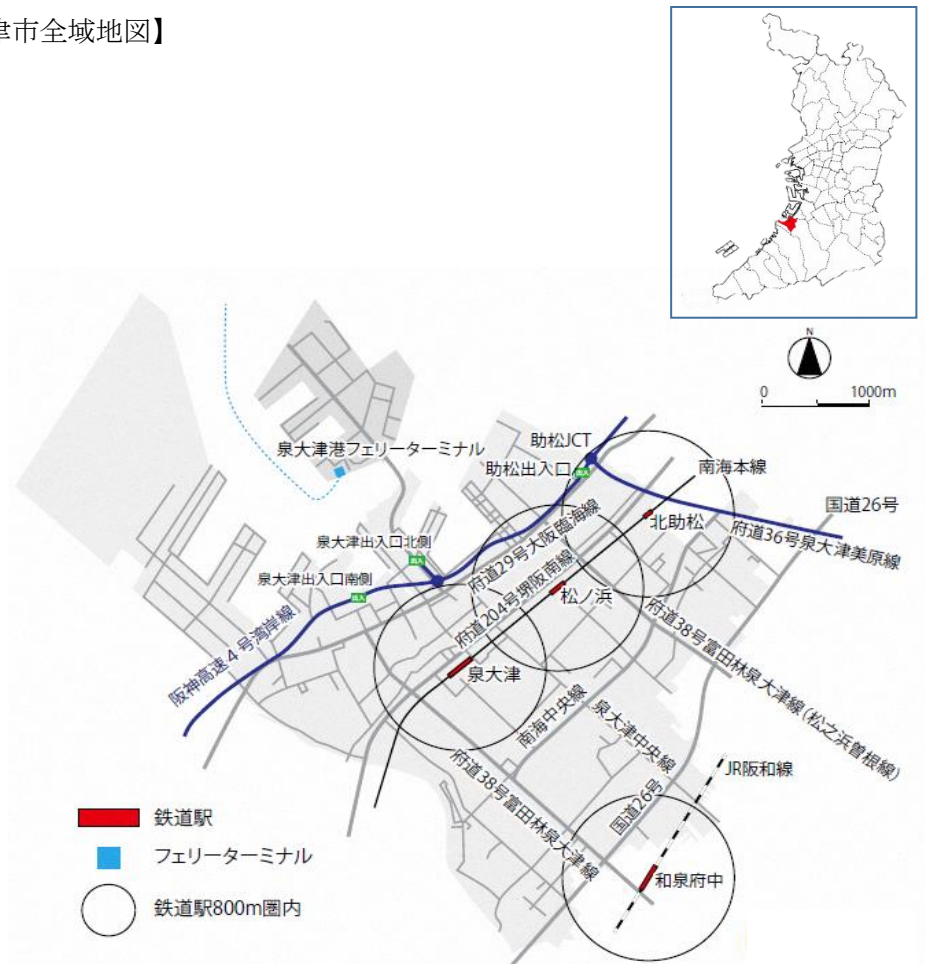
(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日現在における大阪府泉大津市の行政区域であり、面積は、1,433ヘクタール（泉大津市面積）である。

なお、本区域は、「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（大津川河口）を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域に存在しない。

【泉大津市全域地図】



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

泉大津市は、大阪府南部に位置し、北部・東部は高石市、和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と隣接している。西北部は大阪湾に面し、はるか六甲山、淡路島を望むことができる。

② インフラの整備状況

市内には、南海電気鉄道・南海線の3つの鉄道駅が所在し、関西の空の玄関口である関西国際空港まで電車で約25分、大阪市内の繁華街である難波まで電車で約20分となっている。

また、阪神高速4号湾岸線の出入り口が市内にあり、近畿の各都市に約1時間以内で移動できる、まさに「交通のハブ」となっている。

さらに、西側には、古代から栄え歴史のある国際拠点港湾「堺泉北港」を有しており、陸上だけでなく海上においても非常に優れた交通の利便性を誇っている。

③ 産業構造

本市の産業構造は、従業員数（企業単位）では、第一次産業が0.1%、第二次産業が21.5%、第三次産業が78.4%（令和3年経済センサス活動調査）であり、卸売業・小売業（18.2%）が業種別の1位となっている。また、売上高（企業単位）においても、卸売業・小売業は、本市の売上高38.2%で1位となっており、付加価値額（企業単位）では、製造業が付加価値額19.1%（令和3年経済センサス活動調査）で1位となっている。

また、本市では製造業においても従業員数（企業単位）では15.6%、売上高（企業単位）21.8%、付加価値額（企業単位）19.1%（令和3年経済センサス活動調査）で比較的高い水準にある。特に、製造業の中でも繊維工業については、その歴史も古く、国内で生産される毛布の生産量の約90%以上を占めるなど全国シェアNo.1を誇っている。

加えて生産用機械器具製造業については、本市の製造業の中でも繊維工業、金属製品製造業に次ぐ13社の企業数となっており、中には、ロボット分野等の新産業へ参入し、業績を伸ばしている企業も存在している。

一方、臨海部においては、堺泉北臨海工業地帯を支える国際拠点港湾・堺泉北港を有しており、外航・内航の定期航路が寄港するなど、物流が活発に機能し、大阪湾ベイエリアの一翼を担う国際港湾として日本経済の発展に寄与している。

特に、堺泉北港では中古車輸出が活発であり、令和3年貿易統計において名古屋港、横浜港に次ぐ全国第3位の取扱量を誇っている。

また、「大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）」における廃棄物最終処分場のひとつである泉大津沖埋立処分場（約205ヘクタール）では、現在、埋立てが進められ、埠頭用地をはじめ工業用地、交流厚生用地、緑地の整備を計画しており、これらを一体的に利用することにより港湾の活性化及び憩いとにぎわいの創出が行わ

れる予定である。

その中でも、工業用地においては、現在、リサイクル関連産業を含む環境・エネルギー分野等の製造業の集積予定地として位置づけられている。

④ 人口分布の状況

人口は 74,412 人であり、市内全域が人口集中地区である。(令和 2 年国勢調査より。)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

令和 3 年経済センサス活動調査によれば、泉大津市は、企業数 11.2%、従業員数 15.6%、売上高 21.8%、付加価値額 19.1%が製造業となっており、製造業が高水準を占める経済構造となっている。

特に、高い製造技術を持つ毛布産業を含む繊維工業をはじめとする製造業等の産業集積を背景に、成長性の高い新産業への参入や新製品の開発、生産現場の最適化など、成長ものづくり分野の促進を後押しするとともに、生産性改革を進め、高い付加価値と質の高い雇用の創出を行う。

臨海部に所在する泉大津沖埋立処分場（約 205 ヘクタール）における工業用地（約 34 ヘクタール）では、大阪府において先行して 5 ヘクタールを 4 区画に区割りし、リサイクル関連産業用地として公募を実施して事業者が決定されている。4 区画のうち 2 区画が操業開始、残る 2 区画が事業実施に向けて手続きを進めているところであり、この堺泉北港や阪神高速 4 号湾岸線等の交通インフラを生かし、リサイクル関連産業を含む環境・エネルギー分野等の製造業の集積を図り、成長性の高い環境・エネルギー関連産業による高い付加価値と質の高い雇用の創出をめざす。

また、令和 3 年経済センサス活動調査によれば、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の 24.1%を占める卸売・小売等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすと同時に、地域外での需要の獲得により生産性が高まり、ひいては雇用者の給与増をもたらす地域内で好循環する状況をめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	83.17 百万円	172.2 百万円	107.1%

(算定根拠)

- ・1 件あたり平均 68.89 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 172.2 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	1 件	2 件	100%

- ・本市の上位計画である第4次泉大津市総合計画においては、減少傾向にある商工業及び繊維工業の事業所数の現状維持を目標としているところであり、本計画の推進により、承認事業2件をめざす。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)から(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が68.89百万円(大阪府の1事業所あたり付加価値額(令和3年経済センサスー活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業所の地域経済牽引事業に係る売上が開始年度比で1%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業所の地域経済牽引事業に係る雇用者数合計が開始年度比で5%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 泉大津市における繊維工業や生産用機械器具製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 泉大津市における堺泉北港や阪神高速 4 号湾岸線等の交通インフラを活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ① 泉大津市における繊維工業や生産用機械器具製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本市の基幹産業の1つである製造業の中でも繊維工業の企業数は148社で市内全体の61%（令和3年経済センサス活動調査）を占めており、付加価値額（企業単位）は13170百万円（令和2年工業統計）で、大阪府内1位、全国14位、製造品出荷額等においても、27,544百万円で、大阪府内2位、全国18位（令和2年工業統計）となっている。

特に、繊維工業の大半を占める毛布産業においては、明治20年に日本初の毛布を本市で生産しており、その歴史も古く、早くから機械を活用した取組を実践するなど、日本のものづくりの一端を担ってきた。現在に至っても、国内で生産される毛布の約90%以上の生産量を誇っている「日本一の毛布のまち」である。

さらに、毛布の製造過程である、「織り部門」、「染色部門」、「起毛部門」、「洗い部門」等の各工程を担う高い技術を有する工場が存在しており、織りから商品完成まで一貫した製造ができることが本市の強みとなっている。

近年では、化学肥料を使用せずに栽培したオーガニックコットンを使用した繊維製品の製造や、桐箆笥の廃材などの自然由来の原材料を使用した商品の開発に取り組む事業者もあり、持続可能な社会の実現に寄与する事業への関心が高まっている。

また、生産用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業では、企業数（企業単位）は、繊維工業の148社（61%）に次ぐ2位の30社（12.4%）を占めており（令和3年経済センサス活動調査）、付加価値額（企業単位）5438百万円（10.2%）（令和2年工業統計）は、繊維工業、化学工業に次いで3位の業種となっている。

本市において生産用機械器具を製造する株式会社H C Iでは、ロボット産業における精密機械・部品に特に優れた企業であり、積極的な開発や取組により、大阪府のものづくり優良企業の受賞や、ロボット分野において大手企業と連携しており、高度な技術を有している。当該企業では、現在、機械やロボット等の製品開発等に限らず、ロボット分野における人材育成にも力を入れ、技術継承に努めている。

さらに、本市では、企業等の新製品開発や生産性向上等への取組に対し、商工業振興事業補助金や地域産業振興対策事業補助金の活用等による支援を行い、商工業の発展を図っているところである。令和5年度に「（仮称）泉大津市産業振興新ビジョン」を策定し、新たな時代の泉大津市における産業振興の方向性を示すことで、市内の産業振興を目的とした施策を検討していく。

以上の状況を踏まえて、今後、本計画の推進により、成長ものづくり分野における新規投資・事業拡大を促進し、企業等の新たな製品・サービスの創出に加え、生産現場のスリム化・最適化等による業務の効率化や生産性の向上等につなげることにより、企業等の付加価値を高め、雇用の創出を促し、地域経済の好循環を生み出すことをめざす。

② 泉大津市における堺泉北港や阪神高速 4 号湾岸線等の交通インフラを活用した環境・エネルギー分野

海上輸送として国際拠点港湾である堺泉北港は、大型船舶の受け入れが可能な水深 12m の岸壁をもつ多目的国際ターミナルを有しており、令和 2 年の総取扱貨物量において全国 11 位（6,508 万トン）（「港湾統計（年報）」による国土交通省港湾局作成の「港湾取扱貨物量ランキング（2020 年 上位 100 港）」）を誇っている。また、堺泉北港からは外航コンテナ定期航路として東南アジア・上海航路、青島航路が週 1 便就航しているほか、内航 RORO 定期航路は千葉・岡山・四国中央航路が週あたり上下各 6 便、宮崎・細島航路が週 3 便、内航フェリー定期航路は新門司港との間で週あたり上下各 7 便が就航している。道路網においては、阪神高速 4 号湾岸線泉大津出入口が設置されており、関西国際空港まで約 20 分、大阪市、京都市、神戸市をはじめとする京阪神間の都市には約 1 時間以内でアクセスできるなど、交通網が発達している。

このように優れた広域交通インフラによる利便性が確保されていることから産業立地の優位性を備えている。

堺泉北港に隣接している泉大津市夕風地区では、泉大津沖埋立処分場（約 205 ヘクタール）において現在、埋立てが進められており、その中の約 34 ヘクタール部分は、大阪府において先行して 5 ヘクタールを 4 区画に区割りし、リサイクル関連産業用地として公募を実施して事業者が決定されている。4 区画のうち 2 区画が操業開始、残る 2 区画が事業実施に向けて手続きを進めているところである。加えて、当該処分場の約 25 ヘクタール部分において、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、大阪府が大規模太陽光発電施設（メガソーラー）事業者の誘致を行ったところ、平成 26 年 7 月に出力 19.6 メガワット、年間発電電力量 2,068 万キロワットアワーで一般家庭の約 5,700 世帯の年間消費電力量に相当する、大阪府内最大の施設が完成し、現在稼働中である。

また、大阪府において、産業集積促進地域に指定されている当該工業用地のうち、約 5 ヘクタールが竣功したことを受けて、平成 28 年 3 月にリサイクル関連産業用地として 4 区画の公募を実施して企業立地に至るなど、産業集積を図っているところである。

泉大津市においては、当該区画への企業立地を促進するため、固定資産税の収納額に相当する範囲内において交付する奨励金制度を創設するなど「第 4 次泉大津市総合計画」に基づき企業立地に向けた制度の充実を図っているところである。

以上の状況を踏まえて、今後、本計画の推進により市内の環境・エネルギー関連事業者への新規投資・事業拡大を促進し、環境・エネルギー分野における新規企業の誘致を通じて雇用の創出を促し、地域経済の好循環を生み出すことをめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策等も併せて活用し、積極的な対応により、企業間連携を支援し、事業の効率化や生産性の向上を促進するとともに、企業の新事業の展開や成長分野への参入支援への取組を推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 企業誘致促進奨励金（泉大津市）

企業の立地を促進するため、対象区域内において事業所を有する企業が新設又は増設を行った場合、固定資産税相当額を奨励金として支給する。

② 商工業振興事業補助金（泉大津市）

商工業の発展及び振興を図るため、商工業団体が自ら主体となつて行う活性化のための調査や販路開拓、地域住民との交流を図るための催物の開催等を支援するため補助金を支給する。

③ 地域産業振興対策事業補助金（泉大津市）

地域経済の主要な担い手となっている地域産業（繊維工業又は衣服・その他の繊維製品製造業等）の振興を図る地域産業団体が自ら主体となつて行う活性化のための販路開拓、新商品・新技術事業、人材育成・確保事業を支援するため補助金を支給する。

④ 大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を交付する。

補助要件：投資額 1 億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の 5%（府内に本店等を持つ企業は 10%）

限度額：3,000 万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の 1/2 に相当する金額を軽減
特例措置の内容：対象不動産の取得に係る不動産取得税の 1/2 に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに 2 億円

⑤ 泉大津市産業振興新ビジョン関係施策（泉大津市）

現在策定中である「泉大津市産業振興新ビジョン」に基づき、基本計画に定める分野を含む地域経済発展に向けた施策を展開していく予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

② 泉大津市が事業者のニーズに応じて、泉大津市保有の公共データを可能な限り提供する。また、泉大津市立図書館「シープラ」にて、ビジネス支援資料や、商用データベースを備えており、ビジネスに関する調査・相談を行っている。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、泉大津市政策推進部地域経済課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① ものづくりサポートデスクの活用

繊維・ファッション産業のものづくりに関する相談に応えるワンストップ窓口である「ものづくりサポートデスク」を活用し、繊維工業を中心とした技術支援、情報提供、マッチング支援を行う。

② 事業継承等の重要性・支援策の周知

事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援などについて周知を行う。

③ 「大阪湾圏域広域処理場整備事業連絡協議会」における協議・連携調整

本計画を円滑に推進するに当たり、泉大津沖処分場の事業進捗を含む事業形態について実施主体である大阪湾広域臨海環境センターと泉大津市からなる「大阪湾圏域広域処理場整備事業連絡協議会」を開催し、協議・連携調整を行う。

④ 地域ブランドの育成・強化

中小企業等の認定制度として、大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進することに取り組んでいる。また、技術力、QCD等において総合力が高い企業を表彰し、受賞した企業を大阪のものづくり看板企業「匠企業」と位置付けて強力なプロモーションを展開。大規模展示商談会等を活用し、国内外への情報発信に取り組んでいる。

⑤ 研究開発や販路開拓等の支援

中小企業に対する総合的支援として、大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）において、販路開拓や産学連携、知的財産活動など総合的な支援に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業誘致促進奨励金	実施		→
②商工業振興事業補助金	実施		→
③地域産業振興対策事業補助金	実施		→
④大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）			
ア 企業立地促進補助金	実施		→
イ 産業集積促進税制	実施予定		
⑤泉大津市産業振興新ビジョン関連施策	検討	実施	→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府保有の公共データの提供	実施		→
②泉大津市保有の公共データの提供	随時対応		→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談	随時対応		→
【その他】			
①ものづくりサポートデスクの活用	実施		→
②事業継承等の重要性・支援策の周知	実施		→
③「大阪湾圏域広域処理場整備事業連絡協議会」における協議・連携調整	実施		→
④地域ブランドの育成・強	実施		→

化			
⑤研究開発や販路開拓等の支援	実施		→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、本市と産業振興連携協力に関する協定を結んでいる株式会社池田泉州銀行をはじめとする金融機関、泉大津商工会議所の地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、緊密に連携して支援の効果を最大限発揮する必要があるため、これらの関係支援機関と連絡調整を密にする。

また、「泉大津産業振興新ビジョン」を池田泉州銀行や商工会議所会頭含む策定委員の協力のもと策定を進めており、本ビジョンの策定を契機に支援施策を立案する予定で、引き続き支援体制の構築を図っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 株式会社池田泉州銀行

新産業創出事業に取り組むベンチャー企業や第二創業をめざす中小企業等が実施する販路開拓に関する相談、就職説明会の開催など通じた人材マッチング支援、産業振興融資ファンドを活用した積極的な融資を実施している。

② 泉大津商工会議所

窓口における相談業務のほか、法律、税務、経営診断等専門性の高い相談に対しては専門家を配置するとともに、その他創業、経営に関する様々な情報提供を実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する

など、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるように配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

エ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

オ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

カ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

② その他

本計画を推進するにあたっては、堺泉北港港湾計画をはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「大阪府泉大津市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。